

債権者の皆様へ

【重要なお知らせ】
令和4年9月1日（木）より
東松山市役所からの複数の振込をまとめて振込みます

1 概要

公金振込手数料の有料化に伴い、東松山市役所からの振込について、**同一支払日に同一口座への振込が複数ある場合、まとめて振込みます。**

2 対象条件

- (1) 支払日が同一であること
- (2) 振込先の口座情報がすべて同一であること
- (3) 東松山市会計管理者口座からの振込であること

※口座名義が同一であっても金融機関や口座番号が異なる場合は合算されません。

※病院事業・上下水道事業からの振込は対象外です。

3 適用年月日

令和4年9月1日（木）振込分より

公金振込手数料削減のため、御理解くださいますようお願い申し上げます。

御不明な点等がありましたら東松山市役所会計課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

東松山市役所 会計課 出納グループ

電話番号 0493-21-1404（直通）